

労働法務出張セミナーのご案内

出澤総合法律事務所
弁護士 出澤 秀二
弁護士 丸野 登紀子
TEL 03-5215-2293 FAX 03-5215-2294
E-mail: maruno@idesawalaw.gr.jp

皆様の会社では、従業員の労務管理がしっかりできていますでしょうか。

近年、長時間残業が従業員の心身の健康を害することが広く知られ、厚生労働省も長時間残業の防止に積極的に取り組んでいます。また、サービス残業についても厚生労働省は積極的に是正に努め、平成 24 年度の労基署の監督指導による賃金不払残業に係る是正金額は 104 億円に達しています。

労務管理は、コンプライアンスの観点から要求されるだけでなく、会社の生産性の向上、従業員の QOL の向上という観点からも不可欠と考えられます。業務量はそれ程でもなく、従業員数も適切なのに、労働時間が長くなっている（残業時間が多い）場合には、従業員の生産性が低下している可能性がありますし、労働時間が長くなると、従業員のモチベーションは低下し、これによりさらに生産性が低くなるばかりか、優秀な人材が外部に流出してしまう場合もあります。また、長時間労働は、従業員の心身への影響のみならず、家族関係にも深刻な影響を与えるため、適正な労務管理は、従業員の QOL の向上のために不可欠なのです。

当事務所では、法律的な視点から労務管理の必要性、具体的な労務管理の方法、注意点をご説明し、すぐに実行していただけるような内容のセミナーを、会社に出張して実施いたします。

詳細は、下記のとおりですので、この機会にご検討いただければ幸いです。

なお、今後、出張セミナーのテーマを加えていく予定です。ご希望のテーマがございましたら、ご意見くださいますようお願い申し上げます。

記

セミナー内容

1. 基本プログラム

- 第1 労働環境整備の必要性（配慮義務）
- 第2 労働時間の管理
- 第3 ハラスメントの防止・対策
- 第4 安全衛生

*会社の労務管理の現状等に応じて、プログラムの内容を調整いたします。

2. 基本プログラムの所要時間は 2～6 時間程度、料金は 10 万円～30 万円程度（消費税・実費別）とさせていただきます。なお、遠方の場合および会社の特色を加味したカスタマイズをご希望の場合等は、別途ご相談させていただきます。
3. ご希望の日時・場所に当事務所の所属弁護士を派遣いたします。
4. その他の詳細につきましては、担当丸野までお問い合わせ下さい。

以上